

指定居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」

1. 事業の目的、運営の方針

(1) 事業の目的

利用者の方の心身の特性を踏まえて、その方の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の方の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、様々な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者の方の意思及び人格を尊重し、利用者の方に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービスの事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に事業を実施します。また、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図ります。

2. 事業所の名称、所在地

(1) 事業所の名称

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」(以下「事業所」といいます。)

(2) 所在地

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

3. 従事者の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1人

管理者は主任介護支援専門員であり、当事業所の従事者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、主任介護支援専門員として、他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導、その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供も行います。

(2) 主任介護支援専門員 1人以上

主任介護支援専門員は、他の保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導、その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行います。また、主任介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供も行います。

(3) 介護支援専門員 3人以上(利用者数に応じ必要な介護支援専門員数以上)

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供を行います。

(4) 事務職員 1人以上

事務職員は、当事業所の事務を行います。

4. 営業日、営業時間

(1) 営業日

営業日は日曜日から土曜日までです。ただし、第1土曜日及び第3土曜日並びに12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除きます。

(2) 営業時間

営業時間は午前8時30分から午後5時30分までです。

5. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

- (1) 相談を受ける場所は当事業所または利用者の方の自宅等とします。
- (2) サービス担当者会議の開催場所は利用者の方の自宅等とします。
- (3) 介護支援専門員は月1回以上利用者の方の自宅等に訪問します。
- (4) 指定居宅介護支援の内容は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条の規定により行います。
- (5) 利用者の方は当事業所に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができるものとします。
- (6) 利用者の方は、当事業所の介護支援専門員がケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等について、当該事業者を位置付けた理由の説明を求めることができるものとします。
- (7) 前6か月間に当事業所において作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与が位置付けられたケアプランの数の占める割合並びに前6か月間に当事業所において作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3事業所）は別紙のとおりです。

6. 特定事業所加算（Ⅱ）の算定

- (1) 当事業所は、主任介護支援専門員及び常勤かつ専従の介護支援専門員を3人以上配置し、中重度の利用者の方や支援困難ケースへの積極的な対応を行うなど、質の高いケアマネジメントを行います。
- (2) 利用者の方等からの急ぎの連絡等に対応するため、営業日の営業時間外（午後5時30分から翌日の午前8時30分まで）及び休業日（午前8時30分から翌日の午前8時30分まで）については、次のとおり、携帯電話により連絡が可能な体制をとります。
 - ①営業時間外及び休業日の連絡先
 - ・携帯電話番号 090-6816-1365
 - ※ただし、営業日の営業時間内（午前8時30分から午後5時30分）については、敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所の電話（22-5008）で対応します。
- (3) 介護保険法に定める介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の実施に協力します。

7. 利用料

利用料は無料です。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービス以外の場合は、厚生労働大臣が定める基準額（別紙のとおり）をいただきます。

8. 緊急時等の連絡

当事業所の従事者は、利用者宅を訪問した際、利用者の方に不測の事態が発生したときは、利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な処置を講じます。

9. 秘密の保持

当事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も一切漏らしません。

10. 苦情の申立

当事業所が行う指定居宅介護支援の内容や当事業所の介護支援専門員が作成した介護サービス計画に基づき提供されたサービス等に対し、疑問や苦情のあるときは、当事業所及び苦情処理機関において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のための体制・手順は別紙のとおりです。

利用者同意欄

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者 住所
本人との続柄
氏名 印

指定居宅介護支援の提供の状況

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」

令和6年4月1日現在

前6か月間(令和5年9月1日から令和6年2月末日)における当事業所の指定居宅介護支援の提供の状況は下記のとおりです。

1. 当事業所において作成されたケアプランの総数のうち、下記のサービスが位置付けられたケアプランの数の占める割合

サービス種類	割合
訪問介護	38%
通所介護	55%
地域密着型通所介護	9%
福祉用具貸与	65%

2. 当事業所において作成されたケアプランに位置付けられた下記のサービスのうち、同一事業者によって提供されたものの占める割合(上位3事業者)

サービス種類	事業者名	割合	事業者名	割合	事業者名	割合
訪問介護	敦賀市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所「あいあい」	33%	セイホーケアサービス	23%	あすか訪問介護・ 介護タクシー事業所	14%
通所介護	敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター「あいあい」	43%	敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター「ぬくもりの里」	18%	ほっと地域リハビリ センター敦賀	13%
地域密着型通所介護	駅前アクティブセンター ステップ	34%	雀の学校	30%	デイサービスつむぎ	16%
福祉用具貸与	敦賀市社会福祉協議会 指定福祉用具貸与事業所 「ぬくもりの里」	48%	株式会社ミタス ライフケア事業部	29%	大鉄ケアサブライ事業部	18%

お問い合わせは

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

電話 22-5008 ファックス 22-3785

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口（連絡先）

- 敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」の管理者及び介護支援専門員
 相談責任者：管理者 西巻 多美子 電話：0770-22-5008 ファックス：0770-22-3785
- 敦賀市福祉保健部長寿健康課 電話：0770-22-8180
- 福井県国民健康保険団体連合会 電話：0776-57-1614
- 福井県社会福祉協議会運営適正化委員会 電話：0776-24-2347

2. 当事業所が苦情処理を行うための処理体制・手順

